

人見亜希子社会保険労務士事務所

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル6階
TEL : 06-6226-8744 FAX : 06-6226-8745
MAIL : akiko.hitomi@sunny.ocn.ne.jp
URL : <http://www.hitomi-sr.jp/>

事務所だより

●5月のお仕事カレンダー

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

●TOPICS

[1] 障害者雇用納付金の申告

2019年4月から2020年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、要件に該当した場合は、一定期間、納付金の猶予を受けることができます。

■参考リンク: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者雇用納付金」

⇒ <https://www.jeed.or.jp/disability/koyounohu/index.html>

[2] 新型コロナウイルスに関する雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、休業措置等を行った事業主に支給される雇用調整助成金に特例措置が設けられています。通常は、事前に休業等の計画届を出す必要がありますが、今回の特例措置により、2020年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、2020年6月30日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとされます。

■参考リンク: 厚生労働省「雇用調整助成金」

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

●5月のアクション

[1] 賞与決定までの準備

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ。

[2] 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。

●新型コロナ関連の緊急融資制度一覧(4月13日時点)

◆緊急経済対策の資金繰り支援

勢いが止まらない新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月8日、政府から緊急事態宣言が発令されました。経済産業省では、影響を受ける企業や個人事業主向けに様々な支援対策を発表しています(詳細は、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」参照)。

ここでは、主に資金繰りに関連する支援を一覧にします。

制度名	融資限度額	売上減少要件	問合せ先
セーフティネット保証 4号	一般枠とは別に最大 2.8億円	-20%以上	最寄りの信用保証協会
セーフティネット保証 5号	一般枠とは別に最大 2.8億円(4号と同枠)	-5%以上	〃
危険関連保証	セーフティネットのさ らに別枠最大2.8億円	-15%以上	〃
信用保証付き融資にお ける保証料・利子減免	3,000万円	-5%以上	中小企業 金融・給付金相談窓口
新型コロナウイルス感 染症特別貸付	中小企業3億円、国民 事業6,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫)
商工中金による危機対 応融資	3億円	-5%以上	商工組合中央金庫相談窓口
マル経融資の金利引下 げ(新型コロナウイルス 対策マル経)	別枠1,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫)の本支店また は、近くの商工会・商工会議所
特別利子補給制度	「コロナ特別貸付」「マ ル経融資」もしくは「危 機対応融資」合計 3,000万円	個人： 条件なし 小規模企業： -15% 中小企業： -20%	中小企業 金融・給付金相談窓口
セーフティネット貸付	中小事業7.2億円 国民事業：4,800万円	なし	日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫)
衛生環境激変対策特別 貸付	飲食店・喫茶店業：別 枠1,000万円 旅館業：別枠3,000万 円	-10%以上	日本政策金融公庫 (沖縄振興開発金融公庫)

* 令和2年度の補正予算の成立を前提としている制度も含まれます。今後内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。

【経済産業省：「新型コロナウイルス感染症で営業を受ける事業者の皆様へ」】

⇒ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

●新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の特例措置拡大について(4月13日時点)

◆対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

厚生労働省では、4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

◆解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10(従前は2/3)、大企業でも3/4(従前は1/2)となっています(解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4)。

◆自動計算機能付き様式、記載事項・添付書類の省略等により手続きを簡素化

休業等実施計画届等の事後提出が認められているだけでなく、支給申請書に自動計算機能が組み込まれ、記載事項が大幅に削減されています。

また、添付書類の労働保険料に関する書類が不要となったり、休業・教育訓練の実績に関する書類として手書きのシフト表や給与明細の写しでもOKとされたりするなど、手続きが簡素化されています。

◆教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常 1,200 円の加算額が中小企業は2,400 円、大企業で1,800 円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの(接遇・マナー、パワハラ・セクハラ、メンタルヘルス)も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

◆小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長

なお、小学校等の休校により子どもの世話を行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇(賃金全額支給)を取得させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する本助成金も、6月30日まで延長されています。

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われませんが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討のうえ、私ども社会保険労務士にご相談ください。

●新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、厚生労働省から労使団体に向けた要請が出されました(「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(要請)」令和2年3月31日)。以下に、その内容を紹介します。また、これには「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が参考資料として添付されていますので、ぜひ活用なさってください。

◆職場内での感染防止行動の徹底

感染拡大防止には、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話の3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要であり、職場においては次の対策が求められます。

- ・ 換気の徹底等……職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。
- ・ 接触感染の防止……電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等については複数人での共用をできる限り回避すること。物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・ 飛沫感染の防止……テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。疲労の蓄積(易感染性)につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・ 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底……入社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。時差通勤のほか、可能な場合には自転車通勤、徒歩通勤など公共機関を利用しない方法の積極的な活用を図ること。
- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。

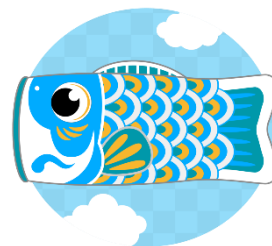
◆風邪症状を呈する社員への対応

発熱、咳などの風邪症状がみられる社員（風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合など）については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理をすることとし、具体的には、出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨するなど、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めること。

特に、高齢者や、基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方についての配慮が求められます。

◆新型コロナウイルス感染症の陽性等が発生した場合の対応

社員が陽性等であると判明した場合、速やかに会社へ電話・メール等により報告すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）、社員が陽性等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関する事などについての対応ルール等を決め、社員に周知します。



【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた

職場における対応について労使団体に要請しました】

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html

●70歳までの就労確保が努力義務に ～改正高年齢者雇用安定法成立へ

◆改正高年法が成立

新型コロナウイルスに関する騒動のなかで、大きく報道される機会が減ってしまった印象の今国会審議中の改正法案ですが、3月末に、従業員の70歳までの就労確保を努力義務とする改正高年法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）が雇用保険法や労災保険法などとあわせて成立しました。来年4月の施行とされています。

◆65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務に

現在、平成25年改正により、65歳までの「高年齢者雇用確保措置」が企業に義務付けられています。「高年齢者雇用確保措置」とは、「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置をいい、あくまで「雇用」を前提としたものになっていますが、今回の改正では、65歳から70歳までの「高年齢者就業確保措置」として、これらに加え、労使で同意したうえでの雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれかを講ずることを、企業の努力義務にするとしています。「再就職支援」、「フリーランス契約への資金提供」や「起業支援」など、これまでの考え方にない措置が登場している点は注目に値します。

高年齢者就業確保措置の実施や運用の詳細については、今後指針が出される予定です。施行まで1年と短いので、最新情報を注視していく必要があります。

◆今後の雇用の在り方について検討を

今回の改正は、現状、努力義務とされていますが、将来的には義務化も検討されています。高齢者の雇用については、年金法の改正による老齢年金の受給開始時期の拡大や雇用保険法の改正なども密接に絡み合うものです。少子高齢化や労働力人口の減少は避けられない状況のなか、企業としても、高齢者雇用をはじめとした、これからの雇用の在り方をしっかり検討していきたいところです。

<編集後記>どこまで拡大してしまうのでしょうか。まったく終息が見えないコロナウイルス感染拡大。緊急事態宣言が発令され2週間超えました。みなさまにおかれましても大変な日々をお過ごしのことと存じます。今号でお伝えしましたように、緊急対策で雇用調整助成金の特別措置が拡大されています。些細なことでもぜひお問い合わせください。気持ちがささくれがちな今日この頃ですが、数日前、関与先の社員の方から布製の可愛い手作りマスクを頂きました。コロナ騒ぎが始まった頃、マスクが買えないとお話したことを覚えていて下さったようです。本当に嬉しく久しぶりに心が和らぎました。楽しかったはずの連休ですが、とにかく家にいます。どうかみなさまお元気で。 特定社会保険労務士 人見 亜希子